



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052

【記事】

- 1 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底
- 2 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう
- 3 飼養衛生管理基準の改正について
- 4 お盆期間中の死亡牛 BSE 検査受付について
- 5 暑熱対策のポイント
- 6 浅間家畜育成牧場の入牧予定について
- 7 群馬県総合計画検討のための地域版県民アンケートについて

【添付資料】

- 1 外国からの従業員を受け入れている農家の皆様へのお願い
- 2 家畜糞尿処理利用等についてのアンケート
- 3 家畜改良増殖法の改正について
- 4 飼養衛生管理基準の改正について

◆◆夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底◆◆

1) 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者は、口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。やむをえず渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

ア 渡航に当たっての留意事項

- (ア) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (イ) 動物との不用意な接触を避けること。
- (ウ) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (エ) 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



イ 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。

農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

(2) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

看板の設置等により、衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせないこと。また、不要な物を持ち込まないこと。

人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意すること。

(3) 早期通報の徹底

口蹄疫や口蹄疫類似疾病を疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は、早期に家畜保健衛生所へ通報すること。

◆◆ 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう ◆◆

ヨーネ病の発生及びまん延防止のため、県外導入（退牧）牛（月齢を問わず、搾乳や繁殖の用に供する牛）は導入時（預託帰りを含む）にヨーネ病の検査が必要になります。導入（退牧）予定が決まりましたら、家畜保健衛生所にご連絡ください。

【導入時の確認ポイント】

1. 導入元農場がヨーネ病清浄農場であることを確認：カテゴリーⅠ証明書※の有無
2. 導入した家畜は隔離・観察：発生予防・早期発見
3. 家畜保健衛生所に連絡の上、ヨーネ病検査を実施
（採材した血清で、牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病（注））、牛ウイルス性下痢（旧名：牛ウイルス性下痢・粘膜病（注））等の検査を追加申請により行うことが出来ます。）
（注）R2.7.1 より名称変更。
4. ビタミン剤等の投与：自己免疫力向上・ストレス軽減
5. ワクチン歴確認：追加接種、補強接種

※ 定期検査でヨーネ病の清浄性が確認されているとともに、定期検査後にすべての導入牛に対して、ヨーネ病の検査が実施されている農場は「カテゴリーⅠ農場」、ヨーネ病の発生があり、清浄化を達成していない農場は「カテゴリーⅡ農場」として区別しています。

◆◆ 飼養衛生管理基準の改正について ◆◆

本年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、令和2年10月1日より、改正された飼養衛生管理基準が施行されます（一部の取組には、猶予期間あり）。新設等される内容は以下のとおりとなりますので、準備をお願いします。

- ① 家畜の所有者は飼養する家畜について、伝染性疾病の発生予防、まん延防止に対する責務を有する
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底
【令和4年2月施行】
- ③ 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置（ほかの畜産関係施設や野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入り制限、安全な資材の利用等）
- ④ 衛生管理区域の考え方を明確化
- ⑤ 放牧制限の準備措置（放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる設備の確保又は移動のための準備）【令和3年10月施行】
- ⑥ 飼養衛生管理区域内への愛玩動物の持込み及び飼育禁止
- ⑦ 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置
- ⑧ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
- ⑨ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

【家保からのお願い】

先日は上記①の新設に伴う飼養衛生管理者の登録報告にご協力頂きありがとうございました。提出頂いたメールアドレスが正しく登録できているかを確認するため、下記のメールアドレスまで、メールを送信して頂きますようお願いいたします。

その際、件名または本文に、農場名（牛）又は農家名（牛）を記入して頂きますようお願いいたします。

○メール送付先：chuunou-kaho@pref.gunma.lg.jp

◆◆ お盆期間中の死亡牛 BSE 検査受付について ◆◆

お盆期間中の検査受付は次のとおりです。よろしくお願いします。

8月								
8日 (土)	9日 (日)	10日 (月・祝)	11日 (火)	12日 (水)	13日 (木)	14日 (金)	15日 (土)	16日 (日)
受付	休み	休み	受付	受付	受付	受付	受付	休み

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106） 受付時間：9:00～16:00

◆◆ 暑熱対策のポイント ◆◆

7月はくもりや雨の日が多く、日差しの少ない状態が続いていましたが、8月に入り梅雨も明け夏本番となっています。

近年では平均気温の上昇から暑熱ストレスは7月上旬から始まるともいわれており、早めの対策が重要となります。万全な対策で夏を乗り切りましょう！

（1）牛舎内の風通しを良くする！

同じ気温でも、風速2mの風があると**体感温度は約8℃下がります**。また湿度を下げることも体感温度を下げる要因となります。換気扇などによる送風はもちろんですが、密飼いを避け、牛舎内の整理整頓をすることで風の流れを妨げないことが重要です。



（2）屋根からの熱を防ぐ！

牛舎内で最も高温になるのは直接日光を浴びている屋根であり、そこから牛舎全体へ熱が伝わっていきます。屋根への散水、石灰乳や遮熱性塗料などの塗布を行うことで、牛舎全体の気温を下げるができます。

（3）暑熱ストレスに負けない牛にする！

新鮮な水を十分に飲める環境を確保し、涼しい夜間に飼料給与量を増やすことで健康な状態を維持しましょう。唾液の流出や発汗で失われるミネラルや、病気への抵抗力を高めるビタミンの補給も重要です。毎日の観察で牛の異常を早期に発見することを心がけましょう。



毎年、農作業従事者の熱中症による死亡事故が報告されています。
炎天下での作業はできるだけ避け、作業中はこまめに水分・塩分を補給しましょう。大量の発汗、めまいや頭痛・吐き気などの症状がでたら、すぐ作業を中止して体を冷やし、医療機関を受診してください。

◆◆ 浅間家畜育成牧場の入牧予定について ◆◆

今年度の残りの入牧予定についてお知らせします。

入 牧 日	対象牛の生年月日	入牧前衛生検査予定期間
8月19日（水）	令和2年 1月15日まで	（実施済み）
9月23日（水）	令和2年 2月28日まで	8月19日～9月2日
10月21日（水）	令和2年 3月31日まで	9月16日～30日

※入牧1か月前までに除角、削蹄を済ませておいてください。

※入牧前に体の汚れを落とし、きれいな状態で入牧させましょう。

今年度も管内の入牧希望頭数は入牧可能頭数の上限を超えている状態です。
希望に添えないこともあるかと思いますが、ご承知願います。

◆◆ 群馬県総合計画検討のための地域版県民アンケートについて ◆◆

群馬県では、現在、20年後を見据えたビジョンと10年間の基本計画で構成する新・総合計画の策定を進めています。

本調査は、新・総合計画（基本計画）における地域別の将来の方向性を検討するため、県民の皆様のご意見を伺うものです。

あなたが理想とする地域の将来の姿について、お聞かせください。

アンケート回答方法 ※次のいずれかの方法でご回答ください

（１） インターネットでの回答

以下のURL（ぐんま電子申請受付システム）から回答ページへアクセスしてご回答ください。

https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2025

「ぐんま電子申請受付システム」QRコード→



（２） 調査票での回答

以下のURL（群馬県HP）からダウンロードするか、県民センターまたは各行政県税事務所で調査票を入手し、ご回答の上、戦略企画課まで郵送・FAX等でご提出ください。

http://www.pref.gunma.jp/07/b01g_00061.html

アンケート回答期日

令和2年8月28日（金）まで

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）